

# 大分県報

令和四年

第三六三号

十二月二十九日

（火曜日）

## 目次

大分県建築士法施行細則の一部改正	一
規則	
告示	
救急病院等の認定	一
救急病院の認定辞退	一
地籍調査の成果の認証	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	三
建築基準法による道路位置の指定	五
選挙管理委員会告示	
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	六
政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表	一
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	二
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	二
政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表	二
公 告	
落札者等の公示（七件）	一三
監 査 公 表	
監査結果に関する公表（定期監査）	一五
監査結果に関する公表（臨時監査）	一九

## 規則

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県規則第五十一号

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築士法施行細則（平成二十年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「六箇月」を「六月」に、「脱帽し、正面から上半身を写した」を「脱帽して正面から撮影した」に改める。

第二十六条第一項第三号中「脱帽し、正面から上半身を写した」を「脱帽して正面から撮影した」に改める。

第二十七条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 大分県告示第四百七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和四年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定期 間
救急病院	聖陵岩里病院	日田市大字庄手字堀ノ上二四二	令 四・一・一 から 令 七・七・三 一 まで

### 大分県告示第四百七十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により、次の医療機関から救急病院の認定を辞退する旨の届出があった。

令和四年十一月二十九日		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
救急病院 ・救急診 療所の別	名称	所在地	辞退効力の発生年月日
救急病院	聖陵岩里病院	日田市大字高瀬一六番地の一八	令四・一〇・三一

大分県告示第四百七十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和四年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大分市	令元・六・二〇から令二・一二・二四まで	大分市弁天一(二丁目)の地籍図及び地籍簿	大分市弁天一(二丁目)	令四・一一・一八
杵築市	平三一・一・二九から令三・二・二二まで	杵築市大字奈多の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字奈多の一部	令四・一一・一八
杵築市	令元・六・四から令三・二・二六まで	杵築市大字大内の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字大内の一部	令四・一一・一八
宇佐市	令元・一〇・一から令三・一〇・一二まで	宇佐市安心院町豊石の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市安心院町豊石の一部	令四・一一・一八
速見郡日出町	令元・六・二八から令三・三・二二まで	速見郡日出町大字豊岡の一部の地籍図及び地籍簿	速見郡日出町大字豊岡の一部	令四・一一・一八

町	玖珠郡九重	令元・六・一八から令三・一二・二七まで	玖珠郡九重町大字湯坪の一部の地籍図及び地籍簿	玖珠郡九重町大字湯坪の一部	令四・一一・一八
---	-------	---------------------	------------------------	---------------	----------

大分県告示第四百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和四年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
下小袋川	中津市三光小袋	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	平成二十五年三月二十八日大分県告示第二百二十五号	別図のとおり	別図のとおり	(「別図」は、省略し、中津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
上百合谷	中津市耶馬溪山移町大字	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十五年十二月十三日大分県告示第七百九十二号	別図のとおり	別図のとおり	
上百合谷	中津市耶馬溪山移町大字	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十五年十二月十三日大分県告示第七百九十二号	別図のとおり	別図のとおり	

山移	び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	十三日大分県告示第七百九十二号	別図のとおり	別図のとおり
中津市 耶馬溪 町大字 山移	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十五年十二月十三日大分県告示第七百九十二号	別図のとおり	別図のとおり

大分県告示第四百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和四年十一月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
下小袋川	中津市三光小袋	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、中津土木事務所に備えて縦覧に供する。）
①(A) 上百谷	中津市耶馬溪町大字山移	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
上百谷	中津市	土砂災害警戒区域	急傾斜	別図のとおり	別図のとおり	

②	耶馬溪町大字山移	区域及び土砂災害特別警戒区域	地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
③(A) 上百谷	中津市耶馬溪町大字山移	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
② 伊藤田	中津市大字伊藤田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
野路⑥	中津市三光白木	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
金色④	中津市三光田口	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
山ノ下	中津市三光田口	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
浪立⑤	中津市三光上深水	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
① 多志田	中津市本耶馬溪町多志田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
② 多志田	中津市本耶馬溪町多志田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

令和四年十一月二十九日

大分県報（告示）

奥畑⑮	④ 小蔵目	六田	椿⑦	景耕	⑨ 谷ノ前	畑②	松尾⑮	松尾⑭
中津市 耶馬溪 町大字 大野	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 屋形	中津市 本耶馬 溪町西 屋形	中津市 本耶馬 溪町跡 田	中津市 本耶馬 溪町跡 田	中津市 本耶馬 溪町跡 田
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
岩屋③	⑧ 小川内	宇部⑧	富谷④	平原④	柁木	奥畑⑳	奥畑⑱	奥畑⑱
中津市 耶馬溪 町大字 平田	中津市 耶馬溪 町大字 榎山 路	中津市 耶馬溪 町大字 大野	中津市 耶馬溪 町大字 大野	中津市 耶馬溪 町大字 大野	中津市 耶馬溪 町大字 大野	中津市 耶馬溪 町大字 大野	中津市 耶馬溪 町大字 大野	中津市 耶馬溪 町大字 大野
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

奥ノ鶴 ⑤	中津市 耶馬溪 町大字 大島	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
木ノ子 ⑦	中津市 耶馬溪 町大字 戸原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
持田⑥	中津市 耶馬溪 町大字 山移	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
持田⑦	中津市 耶馬溪 町大字 山移	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
持田⑧	中津市 耶馬溪 町大字 山移	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
上百谷 ④	中津市 耶馬溪 町大字 山移	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
割子谷 ⑦	中津市 本耶馬 溪町西	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
合良①	中津市 本耶馬 溪町西	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
下笠①	中津市 本耶馬 溪町西	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

令和四年十一月二十九日

山内③	中津市 本耶馬 溪町西	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
向尾⑦	中津市 本耶馬 溪町西	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
竹ノ元 ③	中津市 本耶馬 溪町西	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

大分県告示第四百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。  
令和四年十一月二十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
令和四年十一月二十九日

- 一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県報（告示・選管委告示）

政治資金規正法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第一号)	届出年月日
自由民主党 大分県参議院選挙区第一支部	古庄 玄知	利根 健司	大分市中島西 二一五一二〇	参議院議員	令 四・一・二七

二 その他の政治団体

1 政治資金規正法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体						
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第一号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	届出年月日
古庄はるとも後援会	古庄 玄知	後藤 大輔	大分市中島西 二一五一二〇	参議院議員	古庄 玄知、 参議院議員	令 四・一・二三

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
安東てつお後援会	安部 真彦	長野 裕二	白杵市野津町大字野津市 一〇一六一一	令 四・二・一
大分県警備業連盟	林 健	坂本 聡	大分市金池二一六一一五 EME大分駅前ビル八〇六	令 四・四・二三
大分県老健施設地域包括ケア推進連盟	河村 忠雄	彌田 光昭	大分市大字中戸次四五二 五	令 四・三・一六
大分県老人保健施設連盟	高椋 清	彌田 光昭	大分市大字中戸次四五二 五	令 四・一・一七
甲斐たかし後援会	椎原 正次	首藤 庄司	白杵市大字望月一二三〇	令 四・一・七

国東時間プロジェクト	松岡 勇樹	二宮 圭一	国東市安岐町下原二四〇六一一	令 四・三・一一
河野盛次後援会	諸富 忠	河野 修	国東市国東町田深四九八	令 四・九・五
河野盛次と元気な国東を創る会	河野 盛次	河野 修	国東市安岐町山浦四八九	令 四・九・五
参政党大分支部	小野 雅晃	石井 健太	大分市畑中四一三一六一	令 四・五・一八
塩手ゆうたと温もりと湯とありのまちを創る会	塩手 悠太	塩手 悠太	別府市青山町二一一九	令 四・九・一二
たきぐちゆみこ後援会	小野 弘利	瀧口 裕之	国東市武蔵町系原一四二二三	令 四・二・二二
多田利浩後援会	多田 利浩	多田 ミツ	速見郡日出町三〇一七	令 四・一・二〇
時枝光晴後援会	時枝 光晴	時枝 光晴	宇佐市大字東高家一一二〇一一	令 四・二・一八
平川こうじ後援会	平川 幸司	上地 弘記	白杵市あすとびあ六一一九	令 四・二・四
森昭人後援会	森 昭人	川口 清和	速見郡日出町三一三七一 五野中電機ビル三階	令 四・一・一四

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十一月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
国民民主党 大分県総支部 連合会	佐藤 昭生	代表者の氏名	佐藤 昭生	足立 信也	令 四・八・六
参政党大分支部	小野 雅晃	政治団体の区分	政党的支部	その他の政治団体の支部	令 四・七・一〇
自由民主党 安岐町支部	木田 憲治	会計責任者の氏名	後藤 貴志	野田 忠治	令 四・六・一〇
自由民主党 天瀬町支部	飯田 茂男	会計責任者の氏名	安達 明成	藤原 広幸	令 四・一・一一
自由民主党 臼杵市支部	匹田 郁	代表者の氏名	匹田 郁	牧 宣雄	令 四・四・二八
自由民主党 大分県医療会支部	河野 幸治	代表者の氏名	河野 幸治	近藤 稔	令 四・六・一三
自由民主党 大分県大分市第十三支部	板倉 永紀	主たる事務所の所在地	大分市大字田尻七六〇一四九	大分市三ヶ田町三一三一六	令 四・一・一
自由民主党 大分県看護連盟支部	寺沢 操	代表者の氏名	寺沢 操	姫嶋 洋子	令 四・七・一一
自由民主党 大分県参議院選挙区第一支部	古庄 玄知	主たる事務所の所在地	大分市中島西二一五一一〇	大分市中島西二一五一一〇	令 四・三・一
			大分市中島西二一五一一〇	大分市田室町九一三三	令 四・八・一
自由民主党 大分県大分市支部	漢 二美	会計責任者の氏名	自由民主党大分県大分市支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・三・一四
自由民主党 大分県津久見支部	古手川 正	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・四・一
自由民主党 大分県津久見支部	宮尾 文之	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・四・一
自由民主党 大分県津久見支部	高寄 和弘	代表者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・六・二二
自由民主党 大分県津久見支部	長野 辰生	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	板倉 永紀	主たる事務所の所在地	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	足立 義弘	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	丸小野 宣	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	康	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	足立 義弘	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	板倉 永紀	主たる事務所の所在地	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	長野 辰生	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	高寄 和弘	代表者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	宮尾 文之	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	古手川 正	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	漢 二美	会計責任者の氏名	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	山本 真司	山本 真司	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	赤嶺 義美	赤嶺 義美	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	安藤 康生	安藤 康生	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	石井 敏	石井 敏	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	杉原 正晴	杉原 正晴	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	佐藤 修一	佐藤 修一	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	溝邊 由裕	溝邊 由裕	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	高橋 盛行	高橋 盛行	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	松本 光生	松本 光生	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	堀田 一則	堀田 一則	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	後藤 幸蔵	後藤 幸蔵	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	浦辺 裕二	浦辺 裕二	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	黒田 浩之	黒田 浩之	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	安藤 康生	安藤 康生	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	佐伯市鶴見大字沖松浦八六	佐伯市鶴見大字沖松浦八六	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	佐野 優	佐野 優	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一
自由民主党 大分県津久見支部	玉田 茂	玉田 茂	自由民主党大分県津久見支部	自由民主党大分県津久見支部	令 四・一・一

令和四年十一月二十九日

大分県報（選管委告示）





岩尾幸六後援会	岩尾 幸六	主たる事務所の所在地	速見郡日出町川崎三四二―一二	速見郡日出町川崎五八四〇―一二	令三・一二・一
岩屋たけし後援会あおぞら会	緒方 里恵子	代表者の氏名	緒方 里恵子	中尾 瑞子	令四・七・二六
梅田とくお後援会	梅田 徳男	会計責任者の氏名	梅田 忠邦	板井 嘉市	令四・一・一
大分県医師連盟	河野 幸治	代表者の氏名	河野 幸治	近藤 稔	令四・六・一三
大分県管工事業政治連盟	織戸 和彦	代表者の氏名	織戸 和彦	小野 泰男	令三・五・二五
大分県看護連盟	寺沢 操	代表者の氏名	寺沢 操	姫嶋 洋子	令四・七・一一
大分県建設政治連盟	友岡 孝幸	会計責任者の氏名	浦辺 裕二	下郡 政治	令四・五・二五
大分県産業資源循環政治連盟	加藤 晴夫	会計責任者の氏名	森下 昌勅	末松 裕嗣	令三・七・一
大分県歯科衛生士連盟	原 徳美	会計責任者の氏名	三宅 悦子	甲斐 智子	令四・四・二四
大分県歯科技工士連盟	川中 俊	主たる事務所の所在地	大分市芳河原台一〇―三	大分市関園一―二九―一	令三・四・一
大分県商店街政治連盟	小橋 雅治	代表者の氏名	小橋 雅治	小橋 雅治	大分市大字三芳二一七七―一
大分県石油政治連盟	曾我 泰直	代表者の氏名	曾我 泰直	曾我 泰直	永岡 壯三
大分県住宅建政治連盟	舛巴 清人	代表者の氏名	舛巴 清人	舛巴 清人	舛巴 清人
大分県中小企業政治連盟	戸高 有基	主たる事務所の所在地	大分市羽屋三―四―二―一六〇六号ア―バンパレス古国府	大分市大字神崎一八三―三―一	令四・四・一五
大分県土地改良政治連盟	義経 賢二	会計責任者の氏名	加藤 正明	石井 敏	令四・四・一
大分県土地家屋調査士政治連盟	小手川 保彦	会計責任者の氏名	高田 吉博	倉本 克資	令三・三・五
大分県美政会	小野 喜三郎	代表者の氏名	小野 喜三郎	野田 皆子	令三・六・七
別府市北浜二	別府市北浜二	代表者の氏名	林 道弘	林 道弘	令四・五・二五
大分市大字三	大分市大字三	代表者の氏名	小橋 雅治	小橋 雅治	令三・六・一四
大分市関園一	大分市関園一	代表者の氏名	曾我 泰直	曾我 泰直	令四・六・七
大分市芳河原	大分市芳河原	代表者の氏名	舛巴 清人	舛巴 清人	令三・九・二一
大分市関園一	大分市関園一	代表者の氏名	井上 博隆	井上 博隆	
大分市関園一	大分市関園一	代表者の氏名	河野 正也	河野 正也	
大分市関園一	大分市関園一	代表者の氏名	帆足 次郎	帆足 次郎	

令和四年十一月二十九日

大分県報（選管委告示）

九



<p>政治団体の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>解散年月日</p>	<p>一 政党の支部</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>	<p>松尾やすひ ろ後援会</p>	<p>松尾 泰宏</p>	<p>会計責任者 の氏名</p>	<p>松尾 伸子</p>	<p>馬見塚 栄子</p>	<p>令 四・四・一</p>
		<p>みやべ和弘 後援会</p>	<p>宮邊 和弘</p>	<p>会計責任者 の氏名</p>	<p>宮邊 里佳</p>	<p>宮邊 一</p>	<p>令 四・三・三一</p>
		<p>森田ともの ぶ後援会</p>	<p>森田 智伸</p>	<p>国会議員関 係政治団体 の区分</p>	<p>国会議員関係 政治団体以外 の政治団体</p>	<p>法第十九条の 七第一項第一 号及び第二号 に係る国会議 員関係政治団 体</p>	<p>令 三・一二・三一</p>
		<p>横光克彦立 憲の会</p>	<p>武藤 勝彦</p>	<p>主たる事務 所の所在地</p>	<p>別府市若草町 三一二十七グラ ンベール別府 二〇四</p>	<p>別府市東荘園 町六一一</p>	<p>令 四・一・一〇</p>
		<p>吉田まつこ 後援会</p>	<p>吉田 眞津 子</p>	<p>会計責任者 の氏名</p>	<p>吉田 眞樹</p>	<p>吉田 徹夫</p>	<p>令 三・五・七</p>
<p>吉村ますの り後援会</p>	<p>河野 福三</p>	<p>代表者の氏 名</p>	<p>河野 福三</p>	<p>吉村 格哉</p>	<p>令 四・四・一</p>		
<p>連合大分政 治センター</p>	<p>溝口 慎一 郎</p>	<p>代表者の氏 名</p>	<p>溝口 慎一郎</p>	<p>佐藤 義朗</p>	<p>令 三・一二・一三</p>		
<p>大分県選挙管理委員会告示第四十九号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。</p> <p>令和四年十一月二十九日</p>							
<p>二 その他の政治団体</p>							
<p>政治団体の名称</p>		<p>代表者の氏名</p>		<p>解散年月日</p>		<p>自由民主党大分県大分市第六支部</p>	
<p>穴見陽一後援会</p>		<p>穴見 陽一</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>自由民主党大分県衆議院支部</p>	
<p>宇都宮かおる後援会</p>		<p>宇都宮 郁</p>		<p>令 四・三・一八</p>		<p>自由民主党大分県第一選挙区支部</p>	
<p>河野やすおみ後援会</p>		<p>中間 照雄</p>		<p>令 四・三・一九</p>		<p>二 その他の政治団体</p>	
<p>工藤安雄後援会</p>		<p>首藤 敬司</p>		<p>令 四・五・一二</p>		<p>政治団体の名称</p>	
<p>佐田啓二後援会</p>		<p>佐田 啓二</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>代表者の氏名</p>	
<p>市民がつくる政治の会大分支部</p>		<p>原田 恵子</p>		<p>令 四・八・二</p>		<p>解散年月日</p>	
<p>首藤勝次後援会「竹山会」</p>		<p>伊藤 隆弘</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>森昭人後援会</p>	
<p>すうゆう会後援会</p>		<p>森 健太郎</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>増原寛</p>	
<p>税理士による礪崎陽輔後援会</p>		<p>立花 賢治</p>		<p>令 四・二・九</p>		<p>武藤勝彦を囲む会</p>	
<p>全国たばこ耕作者政治連盟大分県支部</p>		<p>三浦 憲司</p>		<p>令 四・四・一</p>		<p>藤原真由美後援会</p>	
<p>高橋義孝後援会</p>		<p>木戸 浩久</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>橋本ゆうすけ後援会</p>	
<p>竹田市の未来を考える会（止水会）</p>		<p>山村 英治</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>藤原真由美後援会</p>	
<p>とみたか国子後援会</p>		<p>恒松 俊子</p>		<p>令 三・一二・二四</p>		<p>大戸ゆうすけ後援会</p>	
<p>永松ひろふみ後援会</p>		<p>永松 博文</p>		<p>令 四・二・二七</p>		<p>橋本ゆうすけ後援会</p>	
<p>大戸ゆうすけ後援会</p>		<p>大戸 美佐</p>		<p>令 四・五・一〇</p>		<p>藤原真由美後援会</p>	
<p>橋本ゆうすけ後援会</p>		<p>三代 猛臣</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>森昭人後援会</p>	
<p>藤原真由美後援会</p>		<p>藤原 笑子</p>		<p>令 四・八・三一</p>		<p>森昭人後援会</p>	
<p>武藤勝彦を囲む会</p>		<p>増原 寛</p>		<p>令 三・一二・三一</p>		<p>森昭人後援会</p>	
<p>森昭人後援会</p>		<p>森 昭人</p>		<p>平 二・一二・三一</p>		<p>森昭人後援会</p>	

令和四年十一月二十九日

大分県報（選管委告示）

梁田義彦後援会

梁田 義彦

令 三・一二・三一

大分県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年十一月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

河野 盛次	国東市長	河野盛次と元気な国東を創る会	国東市安岐町山浦四八九	令 四・九・五
-------	------	----------------	-------------	---------

古庄 玄知	参議院議員	古庄はるとも後援会	大分市中島西二一五二〇	令 四・一・一二
-------	-------	-----------	-------------	----------

多田 利浩	日出町議会議員	多田利浩後援会	速見郡日出町三〇一七	令 四・一・一四
-------	---------	---------	------------	----------

平川 幸司	臼杵市議会議員	平川こうじ後援会	臼杵市あすとびあ六一一九	令 四・一・三〇
-------	---------	----------	--------------	----------

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十一月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動の内容	異動年月日
		新	旧	

板倉 永紀	板倉えいき政治経済研究会	主たる事務所所在地	大分市大字田尻七六〇一四	大分市三ヶ田町三一三六	令 四・一・一
-------	--------------	-----------	--------------	-------------	---------

太田 正美	おおた正美後援会	主たる事務所所在地	由布市湯布院町川上一六四	由布市湯布院町川上一四八二一	令 四・三・一
-------	----------	-----------	--------------	----------------	---------

高松 大樹	高松大樹後援会	主たる事務所所在地	大分市旦野原一〇一ールチェソラーレ二〇三	大分市富士見が丘四一二二一四	令 四・一・八
-------	---------	-----------	----------------------	----------------	---------

武藤 勝彦	横光克彦立憲の会	主たる事務所所在地	別府市若草町三一二七グラソペール別府二〇四	別府市東荘園町六一一	令 四・一・一〇
-------	----------	-----------	-----------------------	------------	----------

大分県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十一月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

穴見 陽一	穴見陽一後援会	令 三・一二・三一
-------	---------	-----------

佐田 啓二	佐田啓二後援会	令 三・一二・三一
-------	---------	-----------

永松 博文	永松ひろふみ後援会	令 四・二・二七
-------	-----------	----------

森 昭人	森昭人後援会	平二一・一二・三一
------	--------	-----------

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第三期病院総合情報システム（電子カルテシステム）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和四年十一月四日

四 落札者の氏名及び住所

富士通Japac株式会社 大分支社 支社長 日高 健司

大分市東春日町十七番五十八号

五 落札金額

六億五千三百四十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和四年九月十三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第三期病院総合情報システム（部門システム①（放射線部門システム等））一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和四年十一月四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社バイオメディカル 大分営業所 所長 小宮 徹一郎

由布市挾間町古野一九五番地一

五 落札金額

一億六千七百一十一万六千四百九十九円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和四年九月十三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第三期病院総合情報システム（部門システム②（DX関連システム等））一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和四年十一月四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社バイオメディカル 大分営業所 所長 小宮 徹一郎

由布市挾間町古野一九五番地一

五 落札金額

一億七千六百六万四千三百五十五円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和四年九月十三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県報（公告）

令和四年十一月二十九日

第三期病院総合情報システム（部門システム③（臨床検査システム等））一式  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和四年十一月四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉村 次生

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

八千九十八万七千五百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和四年九月十三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌 司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第三期病院総合情報システム（仮想基盤・サーバ機器）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和四年十月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

ユニアデックス株式会社 九州支店 支店長 山田 竜 郎

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号

五 落札金額

五千五百四十三万百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札  
総合評価一般競争入札の公告をした日

令和四年九月十三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌 司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第三期病院総合情報システム（クライアント端末）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和四年十月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社ユビキタステクノロジー 代表取締役 新村 武彦

大分市賀来北三丁目四番三号

五 落札金額

一億千四百四十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和四年九月十三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌 司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第三期病院総合情報システム（Microsoft関連ライセンス）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

大分市豊饒二丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日  
令和四年十月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社ユビキタステクノロジー 代表取締役 新村 武彦  
大分市賀来北三丁目四番三号
- 五 落札金額  
五千七百五十三万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日  
令和四年九月十三日

## ○監 査 公 表

### 監査委員公表第695号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年11月29日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長	野	野	恭	子
大分県監査委員	篤	海			豊
大分県監査委員	戸	高	賢	史	

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の対象

令和3年度における財務に関する事務の執行

##### 2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部について、令和4年5月9日から10月12日までの期間において実施した。

知事部局	監査対象機関数
93	
議会事務局	1

人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1
監査委員事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁	12
警察本部	30
合計	141

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

#### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合规性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

#### 第2 監査の結果

監査を実施した141機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり19機関において、4件の指摘事項及び20件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

##### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

##### (2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの

④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの		引かず補助金を過大に交付していた事例が認められた。	
1 指摘事項		(知事部局・福祉保健部)	
監査対象機関	監査結果	障害福祉課	行政財産の目的外使用許可使用料について、改定前の台帳価格により算定を行ったことから、使用料を過大に徴収している事例が認められた。
(知事部局・総務部)		(知事部局・農林水産部)	
大分県西部振興局	公用車を損傷させたことにより、県に短期間で多額の損害を生じさせた事例が認められた。	地域農業振興課	防犯カメラ及び消火器の部外貸付けについて、指定管理に係る基本協定書の変更手続きをとらずに、指定管理者に貸付けている事例が認められた。
(知事部局・企画振興部)		園芸振興課	次代へ繋ぐ園芸産地整備事業について、標準事業費に含まれる電照ケーブルを標準事業費外として補助対象事業費を算定し、補助金を過大に交付している事例が認められた。
芸術文化スポーツ振興課	旅費について、法人カードにより有料駐車場を利用し、県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。	(知事部局・土木建築部)	
(知事部局・土木建築部)		河川課	乗用芝刈り機の部外貸付けについて、必要な手続きをとらずに、指定管理者に貸付けている事例が認められた。
佐伯土木事務所	佐伯港県営2号上屋の管理について、同上屋を民間企業に使用させる使用許可手続が大幅に遅延している事例が認められた。	施設整備課	施設整備課が設計、別府土木事務所が施工監理し新築した国東警察署の電気室扉について、施工完了後、気圧の低下に伴う不具合が判明したことから、通風用のガラリ（平行な羽板）付きの扉に交換した事例が認められた。
(病院局)		国東土木事務所	パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
病院局	通勤手当の支給について、支給要件を満たさない職員に対して手当を支給している事例が認められた。	別府土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
2 注意事項		大分土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
監査対象機関	監査結果	佐伯土木事務所	ダム管理事務所の自家用電気工作物管理委託について、電気事業法及び保安規程において隔月で実施することと定められている月次点検が、適正な周期で実施されていない事例が認められた。
(知事部局・総務部)		豊後大野土木事務所	定期刊行物の支払について、請求書を紛失するなどして未払いに気付かず、支払が著しく遅延した事例が認められた。
大分県東部振興局	庁舎等管理費について、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領とは異なる計算方法を用いたことにより、過小又は過大に徴収している事例が認められた。	玖珠土木事務所	用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。
大分県豊肥振興局	地域密着型農業者等サポート体制強化事業により購入した物品について、会計規則で定める物品の処分及び部外貸付けの手続きをとらずに集落営農法人に譲渡及び貸付けている事例が認められた。		時間外勤務手当について、業務の都合により、週休日勤務の振替や休日勤務の半日休指定をした日に時間外勤務を命令した際、休憩
庁舎等管理費について、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領とは異なる計算方法を用いたことにより、過小又は過大に徴収している事例が認められた。			
公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。			
中津市多文化共生スポーツ交流大会2022事業の補助金について、大会参加料の収入がなかったにもかかわらず、補助対象経費から差し			



中津土木事務所	時間の入力を失念し、過大に支給している事例が認められた。	(知事部局・企画振興部)	
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	政策企画課	令和4年7月13日、8月18日
(病院局)		おおいた創生推進課	令和4年7月12日、8月18日
病院局	会計年度任用職員の初任給調整手当について、同定めに より 支給額を定めているが、決裁の途中で金額を変更したにもかかわらず、変更前の金額のまま決裁処理を行い、公文書として保管していた事例が認められた。	国際政策課	令和4年7月13日、8月18日
(警察本部・警備部)		芸術文化スポーツ振興課	令和4年7月13日、8月18日
機動隊	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	広報広聴課	令和4年7月14日、8月18日
		統計調査課	令和4年7月14日、8月18日
		交通政策課	令和4年7月15日、8月18日
3 監査の執行状況		(知事部局・福祉保健部)	
3 監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。		福祉保健企画課	令和4年6月29日、8月9日
監査対象機関	監 査 実 施 日	医療政策課	令和4年6月29日、8月9日
(知事部局・総務部)		健康づくり支援課	令和4年7月5日、8月9日
知事室	令和4年7月5日、7月21日	感染症対策課	令和4年7月5日、8月9日
行政企画課	令和4年6月24日、7月22日	国保医療課	令和4年7月1日、8月9日
県政情報課	令和4年6月27日、7月22日	高齢者福祉課	令和4年6月30日、8月9日
人事課	令和4年6月27日、7月22日	子ども未来課	令和4年7月1日、8月9日
財政課	令和4年7月5日、7月21日	子ども・家庭支援課	令和4年7月6日、8月9日
税務課	令和4年6月27日、7月21日	障害福祉課	令和4年6月30日、8月9日
市町村振興課	令和4年6月29日、7月22日	(知事部局・生活環境部)	
総務事務センター	令和4年6月24日、7月22日	生活環境企画課	令和4年6月16日、8月2日
大分県東部振興局	令和4年5月23日から5月25日、7月1日	うつくし作戦推進課	令和4年6月17日、8月2日
大分県中部振興局	令和4年6月7日から6月9日、7月12日	県民生活・男女共同参画課	令和4年6月20日、8月2日
大分県南部振興局	令和4年5月23日から5月25日、7月7日	私学振興・青少年課	令和4年6月20日、8月2日
大分県豊肥振興局	令和4年5月30日から6月1日、7月7日	食品・生活衛生課	令和4年6月20日、8月2日
大分県西部振興局	令和4年6月1日から6月3日、7月8日	環境保全課	令和4年6月21日、8月2日
大分県北部振興局	令和4年6月15日から6月17日	循環社会推進課	令和4年6月21日、8月2日
別府県税事務所	令和4年6月10日、7月1日	人権尊重・部落差別解消推進課	令和4年6月16日、8月2日
大分県税事務所	令和4年6月14日から6月15日、7月12日	防災局防災対策企画課	令和4年6月22日、8月2日
日田県税事務所	令和4年6月2日、7月8日	消費生活・男女共同参画プラザ	令和4年6月20日
中津県税事務所	令和4年6月10日	(知事部局・商工観光労働部)	
		商工観光労働企画課	令和4年6月21日、7月21日
		経営創造・金融課	令和4年6月22日、7月21日
		工業振興課	令和4年6月27日、7月21日

令和四年十一月二十九日

大分県報 (監査公表)

D×推進課	令和4年6月23日、7月21日	豊後高田土木事務所	令和4年8月22日から8月23日、9月29日
先端技術挑戦課	令和4年6月23日、7月21日	国東土木事務所	令和4年5月9日から5月10日、6月2日
商業・サービス業振興課	令和4年6月23日、7月21日	別府土木事務所	令和4年5月16日から5月17日、6月10日
企業立地推進課	令和4年6月24日、7月21日	大分土木事務所	令和4年5月11日から5月13日、6月10日
雇用労働政策課	令和4年6月24日、7月21日	臼杵土木事務所	令和4年5月17日から5月18日、6月8日
(知事部局・農林水産部)		佐伯土木事務所	令和4年5月12日から5月13日、6月8日
農林水産企画課	令和4年7月22日、8月30日	豊後大野土木事務所	令和4年8月22日から8月23日、10月12日
団体指導・金融課	令和4年7月22日、8月30日	竹田土木事務所	令和4年8月24日から8月25日、10月12日
地域農業振興課	令和4年7月25日、8月30日	玖珠土木事務所	令和4年5月19日から5月20日、6月15日
新規就業・経営体支援課	令和4年7月22日、8月30日	日田土木事務所	令和4年5月19日から5月20日、6月15日
水田細地化・集落営農課	令和4年7月26日、8月30日	中津土木事務所	令和4年5月9日から5月10日、6月2日
おおいたブランド推進課	令和4年7月27日、8月30日	宇佐土木事務所	令和4年8月24日から8月25日、9月29日
園芸振興課	令和4年7月27日、8月30日	(知事部局・会計管理局)	
畜産振興課	令和4年7月26日、8月30日	会計課	令和4年8月2日、8月29日
農村整備計画課	令和4年7月25日、8月30日	用度管財課	令和4年8月2日、8月29日
農村基盤整備課	令和4年7月25日、8月30日	(各種委員会)	
林務管理課	令和4年7月22日、8月30日	議会議務局	令和4年7月29日、8月29日
森林保全課	令和4年7月29日、8月29日	人事委員会事務局	令和4年7月1日、8月29日
漁業管理課	令和4年7月27日、8月30日	労働委員会事務局	令和4年7月13日、8月29日
水産振興課	令和4年7月27日、8月30日	監査委員事務局	令和4年8月2日
漁港漁村整備課	令和4年7月26日、8月29日	(企業局)	
(知事部局・土木建築部)		企業局	令和4年6月8日から6月10日、6月28日
土木建築企画課	令和4年7月5日、8月4日	(病院局)	
建設政策課	令和4年7月6日、8月3日	病院局	令和4年6月1日から6月3日、6月29日
用地対策課	令和4年7月6日、8月3日	(教育庁)	
道路建設課	令和4年7月7日、8月3日	教育改革・企画課	令和4年7月20日、8月23日
道路保全課	令和4年7月7日、8月3日	教育人事課	令和4年7月20日、8月23日
河川課	令和4年7月6日、8月4日	教育財務課	令和4年7月15日、8月23日
港湾課	令和4年7月8日、8月3日	福利課	令和4年7月15日、8月23日
砂防課	令和4年7月8日、8月3日	学校安全・安心支援課	令和4年7月14日、8月23日
都市・まちづくり推進課	令和4年7月7日、8月3日	義務教育課	令和4年7月21日、8月23日
公園・生活排水課	令和4年7月8日、8月3日	特別支援教育課	令和4年7月21日、8月23日
建築住宅課	令和4年7月12日、8月3日	高校教育課	令和4年7月21日、8月23日
施設整備課	令和4年7月12日、8月3日		

社会教育課	令和4年7月21日、8月23日	
人権教育・部落差別解消推進課	令和4年7月15日、8月23日	
文化課	令和4年7月25日、8月23日	
体育保健課	令和4年7月20日、8月23日	
(警察本部・警務部)		
総務課	令和4年8月4日、8月29日	
広報課	令和4年8月3日、8月29日	
会計課	令和4年8月5日、8月29日	
施設整備課	令和4年8月5日、8月29日	
警務課	令和4年8月5日、8月29日	
厚生課	令和4年8月3日、8月29日	
監察課	令和4年8月4日、8月29日	
留置管理課	令和4年8月5日、8月29日	
情報管理課	令和4年8月5日、8月29日	
(警察本部・生活安全部)		
生活安全企画課	令和4年8月3日、8月29日	
地域課	令和4年8月3日、8月29日	
人身安全・少年課	令和4年8月4日、8月29日	
保安課	令和4年8月5日、8月29日	
サイバー犯罪対策課	令和4年8月5日、8月29日	
(警察本部・刑事部)		
刑事企画課	令和4年8月5日、8月29日	
捜査第一課	令和4年8月5日、8月29日	
捜査第二課	令和4年8月5日、8月29日	
組織犯罪対策課	令和4年8月4日、8月29日	
鑑識課	令和4年8月4日、8月29日	
科学捜査研究所	令和4年8月4日、8月29日	
(警察本部・交通部)		
交通企画課	令和4年8月5日、8月29日	
交通指導課	令和4年8月3日、8月29日	
交通規制課	令和4年8月4日、8月29日	
運転免許課	令和4年8月3日、8月29日	
交通機動隊	令和4年8月3日、8月29日	
高速道路交通警察隊	令和4年8月5日、8月29日	

  

(警察本部・警備部)	
警備企画課	令和4年8月3日、8月29日
外事課	令和4年8月5日、8月29日
警備運用課	令和4年8月5日、8月29日
機動隊	令和4年8月4日、8月29日

  

~~~~~

**監査委員公表第696号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月29日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通  
大分県監査委員 長 野 恭 子 豊  
大分県監査委員 篤 海 史 賢 史

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和4年4月12日から8月19日までの期間において実施した。

|           |         |
|-----------|---------|
|           | 監査対象機関数 |
| 知事部局      | 7       |
| 教育庁及び教育機関 | 13      |
| 警察本部      | 3       |
| 合 計       | 23      |

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した23機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>において、1件の注意事項があった。</p> <p>その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。</p> <p>なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの</p> <p>② 故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるので、概ね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>② 過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>1 指摘事項<br/>なし</p> <p>2 注意事項</p> |                                   | <p>東部保健所 国東保健部</p> <p>令和4年5月26日</p> <p>中部保健所</p> <p>令和4年6月3日</p> <p>消防学校</p> <p>令和4年4月26日</p> <p>佐伯高等技術専門校</p> <p>令和4年4月19日</p> <p>農業大学校</p> <p>令和4年6月28日</p> <p>(教育庁及び教育機関)</p> <p>中津教育事務所</p> <p>令和4年4月12日</p> <p>先哲史料館</p> <p>令和4年8月18日</p> <p>国東高等学校</p> <p>令和4年4月20日</p> <p>杵築高等学校</p> <p>令和4年4月21日</p> <p>別府翔青高等学校</p> <p>令和4年6月10日</p> <p>臼杵高等学校</p> <p>令和4年4月20日</p> <p>海洋科学高等学校</p> <p>令和4年4月21日</p> <p>津久見高等学校</p> <p>令和4年4月22日</p> <p>日田三隈高等学校</p> <p>令和4年4月13日</p> <p>日田林工高等学校</p> <p>令和4年4月14日</p> <p>中津南高等学校</p> <p>令和4年4月26日</p> <p>宇佐産業科学高等学校</p> <p>令和4年4月13日</p> <p>大分豊府中学校</p> <p>令和4年4月15日</p> <p>(警察本部)</p> <p>別府警察署</p> <p>令和4年8月9日</p> <p>杵築日出警察署</p> <p>令和4年8月19日</p> <p>中津警察署</p> <p>令和4年4月19日</p> |
| <p>3 監査の執行状況</p> <p>監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>監査対象機関</p> <p>(知事部局)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>監 査 実 施 日</p>                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>東部振興局日出水利耕地事務所</p> <p>東部保健所</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>令和4年4月12日</p> <p>令和4年5月26日</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |